第11　参 考 資 料

１　北海道生活衛生適正化審議会条例

２　北海道公衆浴場入浴料金審議会条例

３　北海道エキノコックス症対策協議会
　　媒介動物対策専門部会設置要綱

４　関係団体一覧

１　北海道生活衛生適正化審議会条例

平成12年３月29日
北海道条例第13号

（趣旨）
第１条　この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第59条の規定に基づき、同法第58条第１項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（名称）
第２条　審議会の名称は、北海道生活衛生適正化審議会とする。
（組織）
第３条　審議会は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、知事が任命する。
（１）　学識経験のある者
（２）　生活衛生関係営業者の意見を代表する者
（３）　利用者又は消費者の意見を代表する者
３　前項第２号及び第３号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、同数でなければならない。
（会長）
第４条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（会長への委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則　（略）

２　北海道公衆浴場入浴料金審議会条例

昭和38年10月12日
北海道条例第34号

（設置）
第１条　公衆衛生の見地から適正な公衆浴場の入浴料金について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道公衆浴場入浴料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事項）
第２条　審議会は、知事の諮問に応じて、公衆浴場の入浴料金の統制額について調査審議するものとする。
（組織）
第３条　審議会は、委員13人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
（１）　公衆浴場の利用者等を代表する者
（２）　公衆浴場の経営者を代表する者
（３）　学識経験者
３　前項第１号及び第２号の委員は、同数とするものとする。
４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
５　知事は、特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解任し、又は解嘱することができる。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
５　会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。
（会議の招集）
第５条　審議会の会議は、会長が招集する。
（議事）
第６条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
２　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（会長への委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則　（略）

北海道公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

（令和７年３月31日現在）

区　　分	所　　属	職　　名	氏　　名
学識経験者	北海学園大学	教　　授	今　村　　聡
	北星学園大学	教　　授	大　原　昌　明
	北海道大学大学院	教　　授	久　保　淳　司
	北海学園大学	教　　授	村　上　　愛
利用者代表	日本労働組合総連合会北海道連合会	総合政策局長	永　田　重　人
	岩内消費者協会	会　　長	奈　良　初　枝
	(公社)札幌消費者協会	副　会　長	三　澤　　健
	北海道女性団体連絡協議会	幹　　事	谷　澤　浩　美
経営者代表	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	理　事　長	小　西　廣　幸
	〃	副理事長	佐　藤　敏　光
	〃	常務理事	古　名　町　子
	〃	理　　事	村　吉　　哲

３　北海道エキノコックス症対策協議会媒介動物対策専門部会設置要綱

第１　設置

北海道エキノコックス症対策協議会条例（以下、「条例」という。）第７条第１項に基づき、エキノコックス症の媒介動物対策に関することを調査審議するため、媒介動物対策専門部会（以下、「専門部会」という。）を置く。

第２　調査審議事項

条例第７条第２項に基づき、専門部会は次の事項について調査審議する。

（１）　エキノコックス症の人への感染予防の方策に関すること。

（２）　エキノコックス症の媒介動物の疫学調査に関すること。

（３）　その他エキノコックス症の媒介動物対策に必要な事項に関すること。

第３　専門部会委員の構成

部会長及び部会委員は、条例第７条第３項及び第４項に基づき指名された委員及び特別委員とする。

第４　調査審議の期間

第２に掲げる事項の調査審議の期間は２年とする。

第５　会議

会議の開催及び議事について、次のより行う。

（１）　専門部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

（２）　専門部会は、部会委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（３）　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

第６　事務

この専門部会の事務は、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課において行う。

附　則　（略）

北海道エキノコックス症対策協議会媒介動物対策専門部会委員名簿

（令和７年３月現在）

所　　属	職　名	氏　名
帯広畜産大学畜産学部畜産科学科	教　　授	押田　龍夫
北海道大学大学院獣医学研究院	教　　授	野中　成晃
酪農学園大学獣医学群獣医学類	教　　授	蒔田　浩平
北海道立衛生研究所感染症部	主　　幹	孝口　裕一

（参考）　**北海道エキノコックス症対策協議会条例**

平成28年３月31日
北海道条例第12号

（設置）

第１条　北海道におけるエキノコックス症対策（エキノコックス症の予防並びにエキノコックス症の患者の発見及び治療のための対策をいう。次条第１項において同じ。）の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道エキノコックス症対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会は、知事の諮問に応じ、エキノコックス症対策に関する重要事項を調査審議する。

２　協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　協議会は、委員15人以内で組織する。

２　協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第４条　委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係行政機関の職員

（３）　前２号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第７条　協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議するものとする。

３　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

４　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

4　関係団体一覧

（令和７年３月31日現在）

団体等の名称	事務所所在地	電話番号	代表者	設立許可
(公社) 北海道食品衛生協会	〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目4-143 第2タイムビル8Ｆ	011-231-5300	会長 安宅　修治	S43.4.5
(公財) 北海道生活衛生 営業指導センター	〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目3番12 号錦興産大通ビル302号室	011-615-2112	理事長 橋本　毅	S56.3.30
北海道生活衛生 同業組合連合会	〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目3番12 号錦興産大通ビル302号室	011-615-2112	会長 西海　正博	S47.1.26
北海道理容 生活衛生同業組合	〒064-0802 札幌市中央区南2条西20丁目1-1 ＢＥＡＵＴ20 2Ｆ	011-621-4648	理事長 渡辺　界立	S32.12.27
北海道美容業 生活衛生同業組合	〒064-0802 札幌市中央区南2条西20丁目1-1 ＢＥＡＵＴ20 2Ｆ	011-621-9659	理事長 藤原　國明	S32.12.27
北海道クリーニング 生活衛生同業組合	〒065-0014 札幌市東区北14条東12丁目1-3 クリーニングビル3Ｆ	011-731-6700	理事長 本間　大介	S32.12.27
北海道公衆浴場業 生活衛生同業組合	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目4-78 BDWEST12 3F	011-522-7832	理事長 小西　廣幸	S39.5.12
北海道ホテル旅館 生活衛生同業組合	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目8 昭和ビル6Ｆ	011-221-6979	理事長 西海　正博	S35.8.22
北海道興行 生活衛生同業組合	〒060-0063 札幌市中央区南3条西3丁目15番 アルファ南3条ビル5Ｆ	011-231-6361	理事長 柏浦亜紀恵	S33.2.4
北海道鮨商 生活衛生同業組合	〒060-0061 札幌市中央区南1条西9丁目1-12 第2北海ビル4Ｆ	011-261-2651	理事長 今井　努	S37.6.30
北海道食肉 生活衛生同業組合	〒060-0041 札幌市中央区大通東7丁目18-2 ＥＡＳＴ７ビル7Ｆ	011-280-0029	理事長 清水　健一	S37.7.24
北海道社交飲食 生活衛生同業組合	〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目 晴ばれビル5Ｆ	011-221-3993	理事長 安宅　修治	S43.2.20

団体等の名称	事務所所在地	電話番号	代表者	設立許可
北海道麺類飲食業 生活衛生同業組合	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター7Ｆ	011-221-5963	理事長 橋本　毅	S43.3.29
北海道喫茶飲食 生活衛生同業組合	休止中		―	S43.10.9
北海道料理飲食業 生活衛生同業組合	〒064-0809 札幌市中央区南9条西3丁目 マジソンハイツ606号	011-511-8013	理事長 前田　康仁	S45.4.25
北海道中華料理 生活衛生同業組合	休止中		―	H2.3.20
(一社) 北海道乳業協会	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 酪農センター4Ｆ	011-251-2561	理事長 有田　真	S41.11.14
北海道 アイスクリーム協会	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 酪農センター4Ｆ （一社）北海道乳業協会内	011-251-2561	理事長 栗原　輝之	―
(公社) 北海道獣医師会	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条5丁目9-3 北海道獣医師会館	011-642-4826	会長 田村　豊	S24.3.4
北海道食肉センター 運営連絡協議会	〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目7-15 共済ビル3Ｆ（株)北海道畜産公社内	011-242-4129	会長 河田　徳二	―
日本ハム・ソーセージ 工業協同組合 北海道支部	〒063-8510 札幌市西区西町北18丁目1-1 マルハニチロ畜産(株）営業部内	011-663-1134	支部長 石黒　裕之	S31.6.22
北海道水産物加工 協同組合連合会	〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館9Ｆ	011-241-0101	理事長 田谷　克弘	S36.5.12
(公財)理容師美容師 試験研修センター 北海道ブロック事務所	〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 北海道労働福祉会館3Ｆ	011-261-2088	事務所長 高橋　俊幸	H2.4.2
北海道温泉協会	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル6Ｆ	011-271-0074	会長 陰元　潤一	S50.2.19
（一社）北海道 ビルメンテナンス協会	〒060-0003 札幌市中央区北3条西17丁目2-3 ビルメンテナンス会館	011-615-1100	会長 岡田　知己	S46.3.31